

特定非営利活動の種類／20項目（内閣府NPO室：2014年2月現在）

号数	活動の種類
第1号	保健・医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	観光の振興を図る活動（追加）
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動（追加）
第6号	学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
第7号	環境の保全を図る活動
第8号	災害救助活動
第9号	地域安全活動
第10号	人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動
第11号	国際協力の活動
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第13号	子どもの健全育成を図る活動
第14号	上方か社会の発展を図る活動
第15号	科学技術の振興を図る活動
第16号	経済活動の活性化を図る活動
第17号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第18号	消費者の保護を図る活動
第19号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
第20号	前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（追加）

（追加）項目は、2012年「特定非営利活動促進法」の改正により追加されました。